

武市監告示第25号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項及び武雄市監査基準第15条の規定によりその結果を公表します。

令和7年11月18日

武雄市監査委員 成松 義秀

武雄市監査委員 末藤 正幸

定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項、武雄市監査基準第12条及び第13条の規定により、その結果に関する報告を提出します。

記

1 監査の種類

財務監査

2 監査の対象、対象期間

- | | | |
|-------------|------|------------------------|
| (1) 秘書広報課 | 対象期間 | 令和6年10月1日から令和7年9月30日まで |
| (2) 企画政策課 | 対象期間 | 令和6年10月1日から令和7年9月30日まで |
| (3) デジタル政策課 | 対象期間 | 令和6年10月1日から令和7年9月30日まで |

3 監査等の着眼点及び実施内容

監査は、前記の対象事務が、法令等に適合し正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げているか、また、組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として、提出された資料に基づき関係諸帳簿・台帳・書類等を監査するとともに、関係職員から説明を聴取しながら行った。

4 監査等の実施場所及び日程

課名	実施場所	日程
秘書広報課	監査委員事務局	令和7年11月11日(火)
企画政策課		令和7年11月14日(金)
デジタル政策課		令和7年11月14日(金)

5 監査等の結果

- 監査の対象とした所管の財務事務は、おおむね法令等に適合し、正確に行われていると認められた。
- 勧告、指摘事項（文書勧告、文書指摘等）
特になし

(3) 指導事項（口頭による指導・改善・要望事項等）

企画政策課については、なし。秘書広報課、デジタル政策課については、事務処理上留意すべき軽微な事項について、その改善報告を求めた。